

2021年4月23日

住民訴訟控訴審不当判決が言い渡されました

千葉県市民オンブズマン連絡会議代表幹事 廣瀬理夫

同代理人弁護士

吉永満夫

1. 本日、東京高裁第5民事部（裁判長裁判官秋吉仁美、裁判官松谷佳樹、同堀内有子）は、控訴人（原告）千葉県市民オンブズマン連絡会議（以下、「当連絡会議」）、被控訴人（被告）千葉県知事間の、政務活動費返還請求住民訴訟控訴事件について、一審同様当連絡会議の請求を全て認めないとの不当判決を言い渡しました。
2. 事案は、調査活動と称して、（A）県議7名（議員グループA）が、旅費の一部に政務活動費253万1710円を使い、2015年5月19日から同月28日までの10日間ドイツ外2ヶ国を訪問する海外活動（「本件海外活動A」）を行い、（B）県議8名（議員グループB）が、旅費の一部に政務活動費381万7248円を使い、2016年4月18日から同月27日までの10日間イギリス外3ヶ国を訪問した海外活動（「本件海外活動B」）を行ったことについて、当連絡会議がいずれも政務活動費の違法支出であるとして、2017年4月、千葉県への返還を求めて千葉地裁に訴えを提起したもので、原審千葉地裁は2020年3月27日原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、当連絡会議は直ちに東京高裁に控訴していました。

3. 東京高裁の判決は、以下のとおりです。

- (1) 本件海外活動 A について、当連絡会議（控訴人）は、千葉県政務活動費の交付に関する条例第 2 条 2 項の別表「区分一」の項目である「調査研究費」に関して、2013 年 1 月 25 日最高裁判決（「政務調査費時代」の判決）が示した、「政務調査費」の支出が認められる「調査研究費」とは要旨「議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に要する経費である。」との判断の枠組（解釈）を根拠として、議員グループ A が現地でした活動はいずれも当該議員らの議会活動の基礎となる活動ではなく、その「旅費」を政務活動費から支出することは認められない（「旅費」は議会活動に活かされていない）として、議員グループ A はその分を千葉県に返還すべきであると主張していました。

上記最高裁判決の事案は、ある目黒区議会議員がある訴訟の証言調書を「議会での質問＝議会活動」で利用するために、その証言調書の「謄写代」を政務調査費から支出したという事案で、同最高裁判決は、その「謄写代」と目黒区議の「議会活動」との関係性を認めて（「謄写代」は当該議員の議会活動に活かされているとして）その支出を肯定したものです。

しかし、東京高裁は、上記最高裁判決が示した枠組について、「議員の議会活動の基礎とするために行わなければならないという枠組みがあるものの、具体的に何を目的とし、どのような手順や方法で調査研究を行うかについては議員の裁量にゆだねられているというべきである。」と

述べて、議員が「これが調査研究である。」と述べる活動についてすべて政務活動費の支出を肯定するかなのような判断をしました。

この高裁判決は、上記最高裁判決の「枠組み」を用いているかなのような判断をしているが、上記のとおりすべて議員任せとすることにおいて、最高裁判決が示した判断の枠組みを無視した判断となっています。

- (2) この東京高裁の判断は、上記 2013 年 1 月 25 日最高裁判決が示した「調査研究費」とは要旨「議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に要する経費である。」との判断の枠組みに従っていないことにおいて、不当であると言わざるをえません。

そこで、当連絡会議は、上記 A に関する本件事案には、2013 年 1 月 25 日最高裁判決が示した「判断の枠組」という千葉県政務活動費の交付に関する条例第 2 条 2 項の別表「区分一」の項目である「調査研究費」の解釈に関するに重要な事項が含まれていますので、民事訴訟法 318 条に基づき上告受理の申立をします。

- (3) また、本件海外活動 B について、当連絡会議（控訴人）は、政務活動費会計での「支出の帰属年度」は「発生主義」の原則により判断されるべきこと、本件議員グループ B が 2016 年 3 月に「2015 年度（平成 27 年度）」の政務活動費から旅費の一部を旅行会社に前払いしていること、及び本件海外活動 B が行われた 2016 年 4 月という時期が 2016 年度（平成 28 年度）に属することにより、いわゆる発生主義の原則により上記前払いを

した旅費の「支出の帰属年度」は2016年度であるから、同旅費を2015年度の政務活動費から支出することはできないとして、議員Bグループはその分を千葉県に返還すべき義務があると主張していました。

これに対し、高裁判決は、「帰属年度に関する取扱いを定めた具体的な規定等が見当たらないから、結局のところ、本件条例11条の解釈問題として、政務活動費の助成の趣旨を踏まえて、個々の支出の事情に照らして解釈すべきである。」と述べ、また、海外旅行の費用は通常前払いであることから、「前年度においてその費用の全部または一部を支出しなければならない場合には、前年度において助成を行う方が、議員の経済的負担を早期に解消し、議員の調査研究活動を支援することにつながる。」と述べ、支出を肯定しました。

- (4) 上記東京高裁の判断は、単年度会計で年度末に精算義務がある政務活動費の制度の趣旨を全く無視する判断です。年度末に残余が出て議員は様々な「個々の支出の事情」を述べて、返還を免れることになりかねません。

政務活動費の会計は、「地方自治体の会計」ではなく「議員の会計」ではありますが、地方自治法100条14項及び15項並びに千葉県政務活動費の交付等に関する条例10条及び11条に基づき、政務活動費が地方自治体の会計期間（毎年4月1日から翌年3月31日）に合わせて交付されしかも年度末に残余があればその残余を地方自治体に返還するという「単年度の精算」が求められていますから、「政務活動費の支出の帰属年度」も「発生主義」が採用されていることとなります。

そこで、当連絡会議は、上記Bに関する本件事案には、「政務活動費支出の帰属年度」という上記地自法及び条例の各条項の解釈に関する重要な事項が含まれていますので、民事訴訟法318条に基づき上告受理の申立をします。

4. 以上、上記高裁判決に対する当連絡会議の立場を表明しました。

以 上